

住吉字



防水メガホン



机



イス

知名字



テレビ(テレビ台)、掃除機、マッサージチェア



イス、机



DVDプレーヤー、ビデオデッキ

**宝くじの助成金
で整備しました**

平成23年度一般コミュニティ助成事業で整備しました。

竿津字



アンペアブル

マイク



ホワイトボード



イス



スピーカー



テレビ



カーテン

机

一定面積以上の土地の取引をしたときは（土地売買等届出）

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けています。

一定面積以上の土地の取引をしたときは、権利取得者(売買の場合は買主)は、土地の利用目的等を記入した知事あての届出書を、土地の所在する市町村へ届け出ることとなっています。

**10月は
土地月間
です**

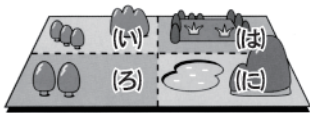
一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(「買いの一団」といいます。)には届出が必要です。

◇届出をしないと法律で罰せられます。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

【買いの一団】



売る人 (土地) 買う人
 甲さん — (い)
 乙さん — (ろ)
 丙さん — (は)
 丁さん — (に) → Aさん

(い+ろ+は+に)の面積が一定の規模(面積要件)を超える場合は、届出が必要

届出の必要な土地取引	○売買 ○交換 ○営業譲渡 ○譲渡担保 ○代物弁済 ○共有持分の譲渡 ○地上権・賃借権の設定・譲渡 ○予約完結権・買戻権等の譲渡 ※これらの取引の予約である場合を含みます。
面積要件	●市街化区域 2,000㎡以上 ●市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上 ●都市計画区域以外の区域10,000㎡以上 ※地目、利用目的にかかわらず届出が必要です。
届出者	権利取得者 ↓ ※売買の場合は買主
届出の時期	契約締結後2週間以内(契約締結日を含みます) ※2週間の起算日は契約書の日付であって契約に基づく実行日ではありません。

一定規模以上の土地の開発行為には土地利用協議が必要！

県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な地域環境の確保及び県民福祉の増進に寄与することを目的として、鹿児島県土地利用対策要綱に定めるところにより、一定規模以上の土地の開発行為については、事前に知事と協議することとされています。下記の規模以上の開発を行うおとす場合は、開発の目的、方法等を記載した知事あての土地利用協議書を提出してください。

【土地利用協議の対象となる開発行為】

◆一団1ヘクタール以上の面積の開発行為

※都市計画法・森林法・採石法・砂利採取法で許可又は認可を必要とする開発行為は、一団10畝以上の面積

【手続き：協議書の提出等】

事業者 → 大島支庁 → 県地域政策課 → 承認 → (開発協定締結) → 着工

【お問合せ先】 企画振興課 内線145